

令和元年度事業からの変更点

令和元年度地域型住宅グリーン化事業からの主な変更点を以下に記載します。

1. 高度省エネ型の分類の変更について

令和2年度事業においては、高度省エネ型の分類を以下のとおり変更します。

- ・高度省エネ型(性能向上計画認定住宅、認定低炭素住宅)→ **高度省エネ型**
- ・高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)→ **ゼロ・エネルギー住宅型**

これに伴い、1事業者あたりの活用可能額は以下のとおりとします。(被災地に該当する場合等、詳細については3.5項.を参照)

表1 1事業者当たりのタイプ別補助金上限額一覧

| 補助金活用実績(H27~R1) | 長寿命型 | | ゼロ・エネルギー住宅型 | | 高度省エネ型* | | 省エネ改修型 |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 3戸以下 | 4戸以上 | 3戸以下 | 4戸以上 | 3戸以下 | 4戸以上 | — |
| 上限額 | 550万円 (5戸相当) | 500万円 (5戸相当) | 420万円 (3戸相当) | 375万円 (3戸相当) | 330万円 (3戸相当) | 300万円 (3戸相当) | 250万円 (5戸相当) |
| 三世代同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合の上限額 | 770万円 (7戸相当) | 700万円 (7戸相当) | 560万円 (4戸相当) | 500万円 (4戸相当) | 440万円 (4戸相当) | 400万円 (4戸相当) | — |

※認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の合計。

2. I期(事前枠付与方式)とII期(先着順方式)の運用の変更について

(1)年度をI期とII期に分け、I期は従来通りの「グループ毎の事前枠付与方式」とし、グループ採択日から10月30日までの期間に実施します。**10月30日時点で未使用の事前枠は失効してI期は終了**とします。

(2)II期より「先着順方式」へ移行します。今年度の先着順方式では、長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型及び高度省エネ型の**各々を未経験枠と制限なし枠に分割して(計6枠)、実施**します。これと併せて、I期中のグループへの配分額のうち未経験枠を、グループの希望に応じてII期に**残置する措置は廃止**します。また、**優良建築物型及び省エネ改修型についても、グループへの配分はI期までとし、II期からは先着順方式**とします。

3. 未経験工務店の活用促進に係る措置について

(1) 未経験枠(長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型)の先着順方式の通年運用

I 期に配分された長寿命型又はゼロ・エネルギー住宅型の**未経験枠を I 期中に全て使い切ったグループは、全て使い切った型の未経験枠についてのみ、I 期中に先着順方式へ移行することを可能**とします。さらに、**未経験枠に加えて、同型の制限なし枠も I 期中に全て使い切った場合には、制限なし枠も I 期中に先着順方式へ移行することを可能**とします。ただし、I 期中の「先着順方式」で各グループが交付申請可能な額は、各グループへの**未経験枠の配分額に応じて表 2 のとおり**とします。また、I 期中の先着順方式については、**予め確保していた予算がなくなり次第、終了**しますので、ご了承ください。

表 2 I 期中の配分を使い切った場合に活用可能な予算額

| | 未経験枠 | 制限なし枠 |
|-------------|-----------------|--|
| 長寿命型 | I 期の未経験枠の配分額と同額 | I 期の未経験枠の配分額の半額 (ただし、上限額(100 万円)の倍数に満たない額は切り捨て) |
| ゼロ・エネルギー住宅型 | I 期の未経験枠の配分額と同額 | I 期の未経験枠の配分額の半額 (ただし、上限額(100 万円)の倍数に満たない額は切り捨て) |

※ 「配分額を使い切った」の定義は、**実施支援室において交付申請書の受付が完了した時点**

※ 地域材加算は、各型について 1 施工事業者 1 戸まで活用可能(活用実績は II 期に引き継がれる)。三世同居加算は制限なく活用可能。

(2) 上限緩和に必要な未経験工務店による活用戶数

1 施工事業者当たりの上限戸数を II 期から引き上げるために必要な未経験枠の活用戶数については、以下のとおりとします。(5~10 事業者の区分を新設、11 以上の事業者の区分では必要な活用戶数を 1 戸ずつ増加)

| | | | | | |
|---------------|------|-------|-------|--------|------|
| グループ内の施工事業者数 | 5~10 | 11~25 | 26~50 | 51~100 | 101~ |
| 未経験工務店による活用戶数 | 1 戸 | 2 戸 | 3 戸 | 4 戸 | 5 戸 |

※ 未経験工務店の活用促進に係る措置についての詳細は、「地域型住宅グリーン化事業 グループ募集要領【令和2年度】」の「3.4 グループへの配分方式について」および「3.5 施工事業者 1 社が受けられる補助金の上限」をご確認下さい。

4. グループ採択の早期化と年間スケジュールの明示

現時点で想定している年間のスケジュールは以下のとおりです。ただし、今後の事業の進捗状況によっては、変更となる場合があります。

- グループ採択日 : 6月25日(木) (予定)
- I期(事前枠付与方式) : 採択日~10月末
- II期(先着順方式) : 11月前半~
- II期における予算充當時期の目安
 - ・11月前半 : 初回充当
 - ※ I期末に申請ツール未登録の額を充当)
 - ・12月中旬 : 追加充当
 - ※ I期中に申請ツール登録されたが11月末に失効した額を充当)

5. 令和2年度地域型住宅グリーン化事業の基本ルールへの順守について

令和2年度地域型住宅グリーン化事業に関する「募集要領」・「補助金交付申請手続きマニュアル」等を熟読し本事業に関連するルールについて順守いただきます。

本年度事業実施中に、**失効した件数が一定数(原則3件)に達したグループや評価事務局・実施支援室等の指摘・問合せ等に対し著しく不備であると判断された場合、令和2年度地域型住宅グリーン化事業で使用する事務局申請ツールの利用を停止する事**があります。